

白山市進学奨学金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高等学校等の第3学年において、白山市高校生奨学金の対象となる者が進学又は進級（以下「進学等」という。）の際に必要な資金（以下「奨学金」という。）を支給することにより、有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。
- (2) 白山市高校生奨学金 白山市高校生奨学金支給事業実施要綱（平成26年白山市告示第73号）に規定する白山市高校生奨学金をいう。

(対象者)

第3条 奨学金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高等学校等の第3学年において、白山市高校生奨学金支給事業実施要綱に規定する白山市高校生奨学金の支給を受けていること。
- (2) 高等学校等を卒業（高等専門学校の3年次を修了したことを含む。以下同じ。）し、進学等を行うこと。
- (3) 父母等生計維持者が、白山市児童生徒就学援助費交付要綱（平成17年白山市教育委員会告示第6号）第3条に規定する就学援助の受給要件を満たすこと。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、1人につき10万円とする。

(奨学金の支給申請)

第5条 奨学金の支給を受けようとする者は、卒業した年の末日までに進学奨学金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 学生証等の進学等をした学校の在学を証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、奨学金の支給を受けようとする者の父母等生計維持者が申請者となり、行うものとする。

(奨学金の支給決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、支給の可否を決定し、その旨を進学奨学金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(奨学金の支給)

第7条 前条の規定による奨学金の支給は、申請者が指定する金融機関の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。

(奨学金の返還)

第8条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給の決定を取り消し、又は支給した奨学金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨学金の支給を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) 奨学金の支給の目的に反して奨学金を使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨学金を返還させる必要があると認められるとき。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。